

平成29年度
第 4 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 1 1 月 8 日

東 大 和 市

平成29年度
第 4 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年11月8日（水）

午後1時30分～午後3時25分

場所：市役所会議棟 第6会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦 委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	出	8番	奥秋聡克 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	出	10番	布澤裕一 委員
出	5番	関田 貢 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	尾崎 保夫	環境部長	松本 幹男
都市建設部長	直井 亨	ごみ対策課長	中山 仁
都市計画課長	神山 尚	小平・村山・大和衛生組合	
計画調整係長	関根 崇	計画課長	伊藤 智
地域整備係長	梅山 直人	参事	片山 敬
都市計画係長	各務 悟史	計画課主査	菅家 幸樹
都市計画係	原口 力哉		
都市計画係	小林 俊介		
都市計画係	造賀 歩		
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名委員の指名について
- 第3 立川都市計画ごみ処理場第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定（東大和市決定）について（諮問）
- 第4 立川都市計画生産緑地地区の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第5 立川都市計画地区計画桜が丘二丁目地区地区計画の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第6 生産緑地法等の改正に伴う市の対応方針について（報告）

2 . 傍聴者

1 1 人

○（直井都市建設部長） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、平成２９年度第４回都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日の会議に当たりまして、松本委員から欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、本日は、定数１２に対して１１人の出席をいただいております。よって、東大和市都市計画審議会条例第７条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

次に、会議次第、１にございますように、新任の委員の方に市長から委嘱状の交付をさせていただきます。委員の席に、市長が回り交付させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願い申し上げます。

（市長 委嘱状交付）

○（直井都市建設部長） 委嘱状の交付が終わりましたところで、私のほうから委員をご紹介しますいただきます。後ほど、自己紹介をお願いいたします。

「関係行政機関又は東京都の職員」の選出区分で、平成２９年８月２８日に警視庁東大和警察署長の委員にご就任いただきました。

それでは、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○（委員） ８月２６日付で、前任の吹浦が異動いたしまして、私が東大和警察署長になりました。今後とも、よろしくお願いいたします。

○（直井都市建設部長） ありがとうございます。なお、委員名簿を事前配布していますので、後ほどごらんいただければと存じます。委員名簿につきましては、取り扱い注意をお願いいたします。

ここで、傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。

また、傍聴者に入室していただきますので、ご了承ください。

なお、東大和市情報公開条例第30条及び東大和市都市計画審議会運営規則第11条により、本会議は原則公開となっております。

(傍聴者 入室)

○(直井都市建設部長) これ以降につきましては、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○(会長) ただいまから、平成29年度第4回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、市長からご挨拶をいただきたいと思います。

○(尾崎市長) 皆さん、こんにちは。尾崎でございます。

皆様におかれましては、日ごろから当市のまちづくりに多大なるご協力を賜りまして、まことに、ありがとうございます。また、新たに委員となられた委員におかれましては、快く委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

さて、本日は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の都市計画決定について、諮問させていただきます。

廃棄物の焼却や資源化の施設につきましては、都市に欠かせないものではありますが、当市におきましては、財政負担や用地確保の面など、1市単独で設置することは、現実的には不可能であります。当市の廃棄物処理は、小平市、武蔵村山市と一部事務組合を設置し、共同処理してきております。今後におきましても、この枠組みを続けていくこととしております。

昨年11月、小平・村山・大和衛生組合から、本件施設の都市計画決定を求める依頼がありました。当市は、衛生組合の一員としまして、これを真摯に受けとめるとともに、周辺環境への影響など可能な限り抑える中で、市民の日常生活に欠かすことのできない本事業を進めてまいりたいと考えております。

また、本日はこのほかに、生産緑地の案件などがございます。

委員の皆様方におかれましては、当市のまちづくりに引き続き、お力添え

を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○（会長） ありがとうございました。

続いて、市長から、当審議会に対して諮問をお受けしたいと思います。

○（尾崎市長） 東大和市都市計画審議会会長 武石岩男様。

平成29年度第4回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1、立川都市計画ごみ処理場第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定について。

2、立川都市計画生産緑地地区の変更について。

3、立川都市計画地区計画桜が丘二丁目地区地区計画の変更について。

以上でございます。内容につきましては後ほど、事務局から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（会長） ただいま、市長から立川都市計画ごみ処理場の決定ほか2件について、諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承、お願いいたします。

（市長 退席）

○（会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議席の指定をいたします。

10番、布澤祐一委員。よろしくお願いします。

次に、日程第2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、7番、木戸岡委員をお願いをいたします。

次に、市長から諮問のありました日程第3、立川都市計画ごみ処理場の決定についてを議題に供します。本件につきましては、あらかじめ関係職員を出席させております。

それでは、説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました日程第3、立川都市計画ごみ処理場第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定（東大和市決定）について、ご説明申し上げます。

事前に送付させていただいております資料1をご覧ください。

当市は、小平市、武蔵村山市とともに、一部事務組合であります小平・村山・大和衛生組合を設置し、廃棄物の共同処理を行っております。

本件につきましては、衛生組合からの依頼に基づき、同組合が設置を予定しております資源物中間処理施設の名称、敷地の位置、区域及び面積を都市計画に定めるものでございます。

最初に、これまでの経過についてご説明いたします。

建築基準法第51条には、ごみ処理施設は都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築してはならない旨、規定されております。

そこで、平成28年11月、衛生組合から資源物中間処理施設について、都市計画決定を行うよう、市に依頼がありました。

その後、本年3月には、街づくり条例に基づく懇談会を開催し、市民の皆様に、施設の必要性、周辺住民との協議経過、周辺環境に与える影響や対策などについてご説明したところ、特に施設の必要性について多くの意見が寄せられました。

これを踏まえ、本年6月、改めて街づくり条例に基づく懇談会を開催し、施設の必要性についてでございますが、本施設の建設が進まないと、耐用年数が迫っている焼却施設の更新ができなくなるため、3市共同による廃棄物処理の枠組みと、今後の東大和市の廃棄物処理に多大な影響が生じることの説明を行いました。

その上で、本年7月、都市計画原案を作成し、街づくり条例に基づく説明会を開催するとともに、原案の縦覧及び意見書の受け付けを行ったところ、51人の方から47通の意見書が提出されました。

主な意見としましては、容リプラは焼却すべき、民間委託を継続すべき、住宅密集地にごみ処理施設をつくるべきではない、用地が狭過ぎるなどの意見とともに、本施設は安定的なごみ処理を行うための最善策であるという意見もいただいております。

これらの意見に対しましては、市の見解を付して、ホームページで公表しております。なお、寄せられた意見につきましては、いずれも都市計画上の支障は認められませんでした。

その後、都市計画案を作成し、9月には街づくり条例に基づく説明会を開催するとともに、案の縦覧及び意見書の受け付けを行いました。本日は、この9月の説明会及び意見書について、説明いたします。

以上の経過につきましては、これまでに当審議会におきまして、6回にわたり、逐次、ご説明申し上げているところでございます。

また、平成29年9月の市議会定例会におきましては、本件に関する2件の陳情が市議会に提出され審議されました。審議の結果、1件目の本施設の建設推進を求める陳情は不採択となりました。2件目の本施設の都市計画決定手続の中止を求める陳情は採択されております。

都市計画決定権者であります市長は、議会の陳情審議の結果を尊重しなければならない立場にございますが、都市計画決定手続を中止するか否かは、あくまでも市長の判断であり、議会の意向に拘束されるものでないため、本日、市長判断として本件を諮問させていただいております。

なお、都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都の協議につきましては、本年8月17日付で協議書を提出したところ、9月20日付で東京都から都市計画案について、「意見はない」旨、回答を得ております。

それでは、資料に基づき、ご説明いたします。

インデックスがついております。資料 1－1 をご覧ください。

去る 9 月 29 日金曜日、30 日土曜日の 2 日間、3 回にわたり、都市計画案についての説明会を開催いたしました。参加人数は延べ 59 人で行いました。

資料 1－1 は説明会で寄せられたご意見と回答を整理したものです。この後ご説明いたします資料 1－2 と重複する意見を除いて、簡潔に説明させていただきます。

最初に、見出しの①都市計画の案に対する意見・質問です。

5 番をご覧ください。建築基準法第 51 条のただし書きを適用する場合、他市の例では、ごみ処理施設と住宅の距離をあけるよう、条例に規定している。今回もそのように運用すべきだとする意見です。

これにつきましては、本件は、建築基準法第 51 条の本文を適用して都市計画決定するため、ご指摘のことは当たりません。参考までに、自治体設置の永続性のある公共施設の場合は、第 51 条の本文を適用して都市計画決定することが一般的であり、民間施設の場合は、ただし書きの適用が多いようです。ただし書きの適用によって、特定行政庁が許可する際、市街化が進んだ地域においては、必要な施設が建築できないこともあるため、23 区内では距離規定を定めないケースも存在していると回答しております。

2 ページをお開きください。見出しの②案説明資料に対する意見・質問であります。

右側の 3 ページをご覧ください。15 番をご覧ください。本施設は、わずか 1,600 トンをリサイクルするための施設であるとするご意見です。

これにつきましては、ごみ焼却施設の更新時には、一部のごみ焼却を他の自治体へ依頼することになり、依頼先の自治体がりサイクルしている中、リサイクルに取り組まずに協力を求めていくことには難しさがあると回答しております。

次に、見出しの③その他の意見・質問であります。

4 ページをお開きください。

下のほう、11 番をご覧ください。脱退について、議会の議決を得ることは大変であり、小平市が本当にやるのか疑問であるとの意見です。

これにつきましては、本施設が建設できない場合、小平市は市議会の議決を得て、衛生組合から脱退すると聞いておりますと回答しております。

14 番をご覧ください。平成22年3月の市議会で決議され、平成22年6月の庁議でも、多額の費用を要するので建設しないと決定されたのに、なぜ今実施するのかとの意見です。

これにつきましては、ごみ焼却施設の耐用年数が迫っており、これ以上の先送りができない状況にあり、3市の枠組みを維持した中で、ごみの安定処理を進めると回答しております。

右側の5 ページをご覧ください。15 番をご覧ください。上のほうです。環境基準をクリアしているので、市民として協力していきたいとのご意見です。

17 番をご覧ください。ごみの処理が不可能になれば、ごみを出すことができなくなる。そうなる前に早く事業を進めてほしいとする意見でございます。

次に、インデックスの資料1－2をお開きください。

1 ページをご覧ください。平成29年9月20日から10月11日までの3週間、都市計画の案を縦覧に供し、案に対する意見書を受け付けました。その結果、46人の方から、42通の意見書が提出されております。この資料は、提出された意見とそれに対する市の見解を概要としてまとめたものです。

表の左から2列目をご覧ください。縦書きで都市計画に関するものとございます。その右側に施設の必要性についてとあります。1番から7番までは、施設の必要性についての意見でございます。

1 番をご覧ください。社会全体の流れは、容リプラのリサイクルから焼却へ移りつつあり、時代遅れの処理施設は不要である。容リプラは焼却すべきであるとする意見です。

これに対する市の見解は、当市を含め、二ツ塚処分場へ焼却灰を搬入している26の自治体はリサイクルに取り組んでおり、また焼却するとなると、新ごみ焼却施設の規模が大きくなり、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新はできなくなるとしております。

2ページをお開きください。

上のほう、2番をご覧ください。武蔵村山市が民間会社の利用を拒否しているというが、最近になって言い出したことである。自区内処理に法的根拠はないのだから、今のまま、民間委託を継続すべきとする意見です。

これに対する市の見解は、自区内処理の原則は法の概念であり、市内で発生する容リプラについては、市内で処理するという自区内処理の原則を現在受け入れにご理解いただいている武蔵村山市からも求められており、資源物の搬入は平成31年3月までと言われているとしております。

4番をご覧ください。計画地では、過去から暫定施設が運営されており、今後、十分な環境対策のもと運営する。小平市に不燃ごみ処理施設と焼却施設があり、本事業が進まなくなったとき、東大和市のごみはどうするのか。他市の二の舞にしたいとしないとするご意見です。

これに対する市の見解は、将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施していくためにも本事業を推進していくとしております。

右側の3ページをご覧ください。5番から7番までは、上位計画との整合についての意見でございます。

5番をご覧ください。計画地は住宅専用地区と言っている場所であり、そこに射幸心をあおる娯楽施設が建設された上に、廃プラ施設を建設することは、都市計画そのものが健全に策定されていないことの表れだとする意見です。

これに対する市の見解は、当該地は都市計画法及び建築基準法上の工業地域であり、本施設の用途に適合しています。また、東大和市都市マスタープランでは、本施設を含む桜が丘地域は住宅と工業がお互いの環境に配慮しながら共存できるまちづくりを目指す地域であるとしております。

4ページをお開きください。下のほうにあります8番から13番までは具体の都市計画の整合についてであります。

8 番をご覧ください。人口密集地に大規模な廃棄物処理施設を建設することは違法でないというだけで、ふさわしいとは思えない。丘陵地側の空いている土地に建設することがよいと思うとする意見です。

これに対する市の見解は、当該地は工業地域であり、本施設の用途に適合しており、周辺環境への配慮など、都市計画の観点から留意すべき事項についても適合しており、都市計画上の支障は認められません。また、国が策定した都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の位置は工業系の用途地域に設置することが望ましいとされているとしております。

6 ページをお開きください。

1 1 番をご覧ください。国の都市計画運用指針によれば、廃棄物処理施設の敷地は、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましいとなっている。市は小平市中島町の焼却施設と合算する見解を採用しているようだが、移設や増改築は当該計画地内と解釈するのが順当であるとする意見です。

これに対する市の見解は、増改築や移設につきましては衛生組合の敷地も含めた中で捉えるとしており、支障はないと考えるとしております。

1 2 番をご覧ください。工業地域とはいえ住宅等に囲まれており、本来なら住居地域に変更すべき用地であるとする意見です。

これに対する市の見解は、工業地域は建築可能な用途が多い上、北側斜線規制や日影規制がないため、住居系用途地域への変更は不適格建築物を生み出すとともに、建替時に同等の大きさの建築物が建てられなくなることがあることから困難であるとしております。

右側の 1 3 番をご覧ください。プラ排出量の予測は、施設稼働後に実施する資源化基準や分別基準の統一、有料化による排出量の変化を見込んでいないため、予測に根拠はなく、施設規模にも根拠がない、ずさんな計画だとする意見です。

これに対する市の見解は、ごみ量の予測は 1 人 1 日当たりのごみ量である原単位を用い、その原単位に人口と容リプラの比率を乗じて算出していることから、妥当な予測と考えているとしております。

7 ページをお開きください。

一番下の 14 番から 18 番までは周辺環境への配慮についての意見であります。

8 ページをお開きください。

15 番をご覧ください。平成 29 年 6 月の懇談会資料では、国の検討会で審議され定められた $400\text{Mg}/\text{m}^3$ を敷地境界における揮発性有機化合物 VOC の性能保証値としているとあるが、9 月の説明会では性能保証値としての設計は技術的にできないとメーカーから言われたので、性能目標値とした、そういう説明を受けた。目標値では周辺環境に及ぼす影響は軽微とは言えないとする意見です。

これに対する市の見解は、全国に同種の施設は数多くありますが、 $400\text{Mg}/\text{m}^3$ の目標値として、施設の設置、運営をしている自治体はありません。本施設は大気汚染防止法で規制する一番厳しい値を満足する施設として性能発注しているとしております。

右側の 9 ページをご覧ください。18 番をご覧ください。他市に例のない高度な環境対策により、環境基準は満たしており、東京都も「意見なし」になっている。市民が将来も安心してごみが出せるよう、都市計画決定を進めてほしいとする意見です。

その下の 19 番と 20 番は事業実施に関するものとして、コストについての意見であります、説明は省略します。

10 ページをお開きください。21 番から最後の 33 番まではその他の意見です。

21 番をご覧ください。建設を進めるには住民の理解と協力が必要と街づくり条例に示されている。理解が得られていないのだから、都市計画決定する手続を進めるべきではないとする意見です。

これに対する市の見解は、街づくり条例には、まちづくりは行政計画等に基づいて行う旨、規定されており、本施設の建設計画は都市マスタープランに位置づいていることから、条例の規定に基づき手続を進めているとしております。

資料 1－2 の説明につきましては、以上のとおりであります。

次に、少々飛ばしまして、インデックスの資料 1－4 をご覧ください。

ここでは見出しの２、都市計画の整合性について、こちらをご覧ください。こちらの資料は今回の都市計画案が都市計画上支障がないことを説明するため、都市計画の観点から留意すべき事項として、５項目挙げたものでございます。

１点目は、見出しの（１）都市施設の必要性でございます。本施設は循環型社会の形成に必要な施設であることに加え、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の更新の前提となる施設であり、将来にわたる安定的な廃棄物処理に欠かせない施設であります。

２点目は、見出しの（２）上位計画との整合であります。本施設は都市マスタープランなどの上位計画に整合しております。

３ページをご覧ください。右側の３ページです。３点目は、見出しの（３）具体の都市計画の整合であります。２行目の見出しの①につきましては、本施設の用途地域が工業地域であることを示しております。

下のほうにあります見出しの②は、都市計画の観点から留意すべき項目とその適合性についてでございます。都市計画の観点から留意すべき項目として、配置、区域、位置、規模の４項目を挙げております。これらにつきましては、資源物の残渣の輸送の効率性が確保できる配置となっていることや、搬入や搬出に至る全ての作業を建屋内で行うためのスペースを確保していること、基盤整備の整った幅員１２～１６メートルに整備された市道に面して位置していることなどから、いずれの項目も適合しております。

５ページをお開きください。

４点目は、見出しの（４）周辺環境への配慮であります。小平・村山・大和衛生組合は、大気質、騒音、振動、悪臭及び交通量の５項目について生活環境影響調査を実施しております。このうち、大気質の調査につきましては、周辺住民の懸念を踏まえて、ＶＯＣの調査も含めて行っております。その結果といたしまして、周辺の生活環境への影響はいずれも軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで、生活環境の保全上の目標を達成できると評価しています。

６ページをお開きください。

下のほうに、５点目で、見出しの（５）法令への適合でございます。本施設の整備や都市計画の手続につきましては、法令に適合しております。

以上のとおり、都市施設の必要性、上位計画との整合、具体の都市計画の整合、周辺環境への配慮、法令への適合について、ご説明いたしました。これらの5項目は、本施設の都市計画決定の可否を判断する際に留意すべき事項でございますが、いずれの項目におきましても、都市計画上の支障は認められません。

次に、右側の7ページをご覧ください。今後のスケジュールであります。下段のほうの施設整備のスケジュール、予定というのがありますけれども、こちらのほうに一部訂正がございます。訂正の内容につきましては、後ほど衛生組合から説明いたします。なお、こちらの資料1－4、こちらは前回8月の当審議会でご説明しておりますけれども、変更点につきましてはこちらの7ページのスケジュールのみということになります。これは後ほど、衛生組合から説明いたします。

最後に、インデックスの資料1－3をご覧ください。都市計画の図書でございます。この資料は前回8月の当審議会でご説明していますが、内容の変更はありません。

1ページは案の理由書であります。焼却施設等の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために必要不可欠な施設として、本施設を整備するとし、これにより、3市の資源化基準の統一が図れ、リサイクル率の向上、焼却施設等の規模の縮小、建設費の縮減を見込んでおります。

2ページをお開きください。都市計画に定める事項であります。名称は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設であります。位置は東大和市桜が丘二丁目地内にあります。面積は約0.4ヘクタールでございます。

3ページをお開きください。A3の資料でございます。計画図でございます。区域につきましては、示しております計画図のとおりでございます。

4ページをご覧ください。4ページは総括図の縮小版でありますけれども、説明のほうは省略いたします。なお、巻末の封筒の中には、正規の縮尺の総括図を添付しております。

5ページをお開きください。都市計画の策定の経緯であります。冒頭ご説明しましたので、省略させていただきます。

最後に、今後の予定でございます。

本日ご審議いただき、ご承認がいただけましたなら、速やかに都市計画の決定告示を行いたいと考えております。

私のほうからの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終わりました。

伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） 衛生組合の計画課長の伊藤と申します。

私からは、資料１－４、７ページの下段の施設整備のスケジュールにつきまして、訂正箇所がございますので、説明をさせていただきたいと思えます。資料１－４の７ページでございます。

下から２段目に２、既施設解体工事というものがございます。こちらの網かけが２つあるんですが、この右側の部分の網かけが１０月から１１月という形で、２カ月にわたって網かけが入っているんですが、こちらに関しまして、申し訳ございませんが、１１月から平成２９年度１月中旬ということに訂正をさせていただきたいと思えます。

また、この訂正と関連をいたしまして、その下の３、新施設建設工事、こちらに関しましての網かけなんです、こちらのスタートが平成２９年度の１２月からとなっておりますものを、平成２９年度１月中旬からということで、訂正をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○（会長） 説明が終わりました。質疑を行います。

○（委員） 説明、ありがとうございました。今まで東大和市都市計画審議会が何度か開催されて、私も意見を述べさせていただいていますが、今回の都市計画決定の手続で決定的に欠けているということは、周辺地域の住民の理解を得ることを前提に事業を進めるという、３市と衛生組合の合意が履行されていないまま、今日に至っている。

さらに、先ほど神山課長からも報告がありましたけれども、東大和市議会の平成２９年の第３回定例会では、計画の都市計画決定の手続を進めるべきではないということが議会で意思表示をされました。

この2つの事実を踏まえれば、本日の都市計画決定の手続は延期すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） ただいまの委員のほうから、市が手続を延期すべき等というお話の中で、住民の理解を得ていくという部分が欠けているのではないかとこのお話があった訳でございますが、この事業につきまして、周辺半径800メートルの東大和市区域分になる訳ですが、いろいろと自治会やマンション管理組合とお声かけをさせていただく中で、情報をお互い共有できるような形で、協議会を続けてきたということでございます。

その中で、なかなか私どもから説明し切れていないという部分が、ある部分はまだ残っているところもございますので、そこについては引き続き衛生組合と一緒に地域住民の皆様に説明はしていく。

また、今後、やはり施設のほうが3施設含めて更新、整備をしていかなきゃいけないという兼ね合いもございますので、そういった意味からでは、今後の施設の設置後も稼働含め、こちらについても地域住民の皆様に説明をしていくなど、まだまだこれから設けていかなければいけないというところもございますので、事業を始めるからといって、何も説明しないという訳ではございませんので、それにつきましては、今後も引き続き説明に努めてまいるというところでございます。

以上です。

○（会長） 直井都市建設部長。

○（直井都市建設部長） 陳情についてでございますけれども、先ほど神山課長からご説明させていただきましたけれども、市長は陳情の審議の結果を尊重しなければならない立場にございますけれども、都市計画決定手続を中止するか否かはあくまでも市長判断でございまして、議会の意向に拘束されるものではなく、市長判断として本日、このように諮問させていただいているということでございます。

以上でございます。

○（委員） まだまだ私は理解が足りていないんじゃないかということを感じます。

それで、地域住民から市長宛てに3市共同処理施設建設の説明をされたい要望書、また、議長宛てに市長に対して市議会の決議の尊重を求めることとした市としての対応報告を求める要望書が提出をされているということを知っています。この件に関してはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） ただいまお話がございました要望書でございますが、お話には伺っております。ただ、実際に手元のほうにまだいただいていないという状況がございます。ただ、そういうことがありましても、文面も含めまして要望内容の情報のほうは提供いただいている、内容のほうは把握しているところでございます。

ただ、先ほどの都市建設部長のお話がありましたが、やはりこの状況も含め市長の判断で動いて、今後の市民の安定したごみ処理も踏まえた中で、実施していかなければならない、必要な事業でございます。したがって、事業実施する上では、やはり賛成の方も反対の方もいらっしゃるというところは、私どもも十分、そこは認識をしておりますので、繰り返しのようになりますが、そこは継続して、説明等をできる場は設けていきたい、そのように考えております。

○（委員） 私はもう、本当に理解できていないと思うんです。

なぜかという、今まで、市としては東京都といろんな意見交換をして、何回かしていると思うんですけれども、最近、9月22日、東京都から立川都市計画ごみ処理場の決定についての照会があったと聞いております。その中で、平成27年10月5日付で、住民より都議会へ東大和市に建設予定の3市共同資源物処理施設について、十分な協議を求める請願が提出をされ、事業計画の進め方への疑問などが示されました。また、先般の原案縦覧等にも、必要性を問う意見書などが提出されたと聞いています。その中で、「近年、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。都は本件について、引き続き地域住民への十分な説明を行い、理解を得ていくことが必要と考えます。つきましては、都市計画決定に係る知事協議にあわせ、地域住民の不安の払拭、理解の促進などに対する貴市の考えについて照会します。」とありました。

それに対して、当市はこの9月22日でありますけれども、28日、市が回答をしております。この回答に関しては、都市計画決定に係る手続にお

いては、東大和市街づくり条例に基づき、平成29年3月と6月に懇談会を開催し、住民からの質疑や意見を伺うとともに、市の考えを説明しました。先ほどお話がありましたけれども、7月に都市計画の原案を縦覧するとともに、説明会の開催及び都市計画原案に対して、意見書の受け付けと概要の公表を行いました。都市計画についての縦覧、意見書の受け付けや説明会の開催について、市報でお知らせしました。これまで同様に、小平・村山・大和衛生組合と連携して、都市施設の必要性、上位計画との整合、具体の都市計画との整合、周辺環境への配慮及び法令への適合について説明し、生活環境の適切な保全対策を講じるなど、今後も事業への理解を得られるように努めてまいります。その後、都市計画決定をされて、さらに説明を、住民の理解をしていきますというのがありました。

これで、私が思ったのは、この回答というのは不十分だと思うんです。今までの経過の中で、現状、いまだ住民の理解、ほとんどもう理解ができているのを前提のものとして回答するようにしたとしか見えない。また、議会においても都市計画の手続の中止を求める陳情が採択された訳ですよね。この記載もないということです。なぜ、このような記載をされなかったのか、お聞きしたいと思います。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 記載方法、言葉の言い回しという部分では、いろいろな表現方法はあろうかと思います。ただ、私ども、行政側の思いという部分では、繰り返しで恐縮でございますが、賛成されている方が全員だというふうに思っていません。ですから、当然、事業に反対されている方もいらっしゃるという、そういう部分の認識はしているところでございます。ですから、このために、やはり必要な情報を提供していくということも努めなければいけないというのが、当然、私どもに課せられた訳でございます。

そういったところで、やはり賛成も反対もいらっしゃるという、それが現状の事実の中ではありますが、ただやはり、ごみの処理をとめる訳にはいかないという、そういう全市民に関わる問題もございますので、ここにつきましては、事業を進めながらも並行して説明のほうに、そこは文言も努めていくというところでございますので、あくまでも私どもがここで着手します、何をしますということで、一方的に事業を始めるという、そういう考えには毛頭ございません。ですから、そこは住民と膝を突き合わせられるような形を今後つくっていく立場は引き続き努めるということでございます。

以上です。

○（委員）　今の説明ですけれども、当然、施設を建設しなければいけないということがほとんど前提になっていて、意見に関して、やはりまだ市としても住民の理解が十分ではないというのは認識されている、そのこととともに、議会でも都市計画の中止を求める陳情は採択されたという回答を入れるべきではないか。都から言われている十分な説明を行って、地域住民の不安の払拭、理解を推進するという都からの照会が来ている訳ですから、そういった意味ではこういったものも入れるべきではないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょう。

○（会長）　松本環境部長。

○（松本環境部長）　そういう文章のやりとりの中での表現というのを私どもの思っている部分には、先ほど申し上げたとおり、終わらない訳でございます。ごみ処理施設は、やはり東大和市の場合、先ほど、冒頭、市長のほうからの挨拶の中にございましたが、やはり東大和市という市内を見たときは、なかなか東大和の市内において、施設をつくっていく、それはごみ焼却施設、それだけの一定規模の用地の確保というのが非常に難しい街であります。そこにおかれまして、財政状況という点におきまして、東大和市1市単独ではごみ処理を全て行っていくというふうには、なかなか財政基盤的にもそこまで強くもないことでございます。

ですから、都市計画の関係で説明をさせていただいております、今後、焼却施設を更新していくためには、なくてはならない施設だということに加えて、そういう市の中で全てを単独で処理ができないという現状も鑑みただ中で、私ども市といたしましては、住民福祉の向上を停滞させることなく、安定したごみ処理をどのようにしていくかという中での選択という形の観点だということです。

以上です。

○（委員）　私はこの議会の採決って何だったのかなという、すごく逆に疑問を感じるんです。議会で採択をされたのにもかかわらず、ただ意見として受けとめているだけで、何も考えていないんじゃないかと受けます。

あと、これまで4年間、私も傍聴させていただきましたけれども、地域連絡協議会ですけれども、衛生組合のほうから一方的な主張によって解散されると聞いておりますけれども、これは事実なんでしょうか。

○（会長）　片山参事。

○（片山参事） 衛生組合のほうからお答えをさせていただきます。

当然、地域連絡協議会の目的は施設の設置に伴う施設の姿であるとか、環境対策であるとか、こういうことを中心に議論、協議をさせていただく場として設置をさせていただいた訳でございます。ここでいよいよ図面も固まりまして、基本設計も固まりまして、あとは工事に着手していく、こういうスケジュールでございますので、今後は形を変えて、運営の基本、施設が建設したときに、運営に関して皆様が不安と思っていられることを協議させていただく。こういう場にシフトしてまいります、そういう形に変更させていただきたいという考えを持っている訳です。

以上です。

○（委員） そのことに関して、東大和は市としてどのように考えているのか、お聞きしたいんです。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 市といたしましても、この事業は組織市3市と衛生組合の4団体で実施しておりますので、今の点についてはきちんと4団体で話をした結果となっています。先ほど、衛生組合のほうからもお話があった訳ですが、今までの協議会というのは施設を建設していくためのということになっておりましたので、今後については施設の維持管理、そういったところに形を変えていくというところでございますので、全て場を失ってしまう、消してしまうことではございません。

以上です。

○（委員） 私はまだ理解はできてないので、連絡協議会は解散すべきではないかなと私は思います。

仮に、今日、都市計画の手続を行ってしまえば、基本的にはその地域連絡協議会が解散をされてしまう訳ですね。また、変更して違う形でという、建設ということで話がある訳ですけれども、これまで地域住民の理解を得る努力を組合が自ら放棄したことになるんじゃないかなと思うんですけれども、今日、ここで都市計画を決定してしまえば、東大和市都市計画審議会も衛生組合のやり方に対して追認してしまうことになってしまうため、私は検討するべきと考えております。ぜひ、委員の皆様にもこの点はどうか理解をしていただきたいと思いますと思いますけれども、市として、再度お聞きし

ますけれども、どのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 今、委員のほうから本日ここで決定してしまうというご発言があった訳ですが、私ども、都市計画決定がされたら協議会を解散するという訳ではございません。先ほど衛生組合の職員から説明がありましたように、現在の協議会というのは、施設を建設していくための目的に設置したものでございますので、どういった施設にしていくのかというところのご協議をさせていただくために、設置したものでございますので、都市計画決定の時期というものを別に一考させて、解散するというものではございません。ですから、施設の建設に当たって、皆さんにいろいろご意見等賜りたいというところの一定の節目というところで、このほうは形を変えるための解散というふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○（委員） 今回変更して、さらに協議会的なものを進めていくということによろしいですか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） そのように捉えていただければというふうに思います。

以上です。

○（委員） 続いて、都市計画案の質問と回答は先ほど神山課長から話がありましたので、それで何点か質問させていただきたいんです。

資料1-1の4ページ、ランニングコストについてですけれども、民間委託の算出について、ここでは年間2億～2億4,000万円と見込み、当市においては2割程度の負担増との予測になっている。建設費、当初は13億円程度の説明をしましたけれども、予算ベースでは26億円と大分膨らんでおります。建設コストもあわせると、市民に多大な負担を強いる計画であることは、これは間違いなく明らかであると私は思います。私は結果として、不合理に市民負担を強いるようになる現在の費用の膨らみ方には反対であるということで、賛成はできません。そういった意味では、この件に関してですけれども、やはりコストが上がってきている中で、このような形で進めていいのかというのが、すごく私は疑問に感じています。

また、資料１－３、都市計画案の理由書ですけれども、この施設を建設することで、３市の資源化基準の統一が図られて、リサイクル率の向上、焼却施設などの施設規模の縮小、建設費の縮減を見込んでいるとありますけれども、これに関して、それぞれの具体的な数値を示してほしいと思います。この資源化基準の統一に関してですけれども、衛生組合において今まで、相当以前から検討されているはずですが、いまだに実現はできていないと思っております。これは以前でいえば有料化ですが、これに関しては先ほど申してきました小平市、武蔵村山市の対応を見れば、施設建設ができて、結局、ばらばらになるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） １点目のご質疑の資料の１－１の関係でございますが、委員のほうからコストが上昇しているというところで、最終的にそれが市民負担につながる。確かに、そういった意味では、最終的に市民の皆様にご負担をお願いするという形になるところでございます。ただ、本日、市長のほうから諮問させていただいた都市計画決定の要素の中では、コストというのは本日も諮問させていただいた要素に入っていないですが、一応、お答えのほうをさせていただきますと、やはり、１市単独でゴミ処理をやっていくとなりますと、やはり多摩地区のとある団体で他の清掃工場で、可燃ゴミ等の処理をお願いするのに、消費税その他を除いて１トン当たり４万８，０００円かかっている現状もございますので、そういったところから考えれば、やはり東大和市の置かれている現状、用地確保とか先ほど申し上げました財政面、そういったところを考えますと、より市民負担をおかけしない形を考えていきますと、やはりここのところを３市の枠組みを続けていくことであろうというのが、市の考えでございますので、このような対応をさせていただいているところでございます。

２点目の資源化基準の統一というところでございますが、資源化基準の統一というところで、具体的に委員のほうからゴミの有料という話も出たところでございます。ゴミの有料化につきましては、なかなか各市の置かれている状況等がございますので、足並みをそろえて有料化という決断はできなかった訳ですが、ただ、ここで小平市におきましては、平成３１年度目途で、もう市民説明会を始めており、今現在は有料化方針の案をもう意見募集も行っているというようなところという日程であります。武蔵村山市においても、現在、改定作業中の一般廃棄物処理基本計画、こちらの中で有料化の目途時期をきちんと見定めていくというふうにも聞いております。なので、そういったところから、有料化については当市、各市の置かれている状況というところで、そこは足並みがそろっていない。ただ、３

つの施設を今後全て更新していく中では、今後のごみ量というのは各市が有料化したものをおいて、ごみ量を推計をさせていただいていますので、そこについては時期はそろわないんですが、最終的に有料化のほうはされるものと考えております。

以上です。

- （委員） この資源化基準の統一というのは、前もって、そういった意味では、本当に3市がしっかり基準を統一して進めるべきではないかと、私は強く思います。

また、リサイクル率の向上ということで挙げられていましたけれども、これは具体的な数値を示していただきたいと思うんですけれども、これに関してはどうなのでしょう。

- （会長） 松本環境部長。

- （松本環境部長） ただいま委員のほうから具体的な数値目標というお話をいただいた訳ですが、この施設ができたところでの具体的な数値の目標を定めてはおりません。ただ、やはり3市がそろった枠組みの中で、国の交付金を活用していくという事業になっております。こういった部分からはその目的の一つとして、今のリサイクル率、それをさらに向上させることを事業として取り組むというのは、交付金をいただいていく上での、今後は求められる部分であります。また、一方、焼却灰等、日の出町に搬入させていただいている関係もございますので、やはりそういったところも鑑みますと、この多摩地区はどうしても内陸型の処分場ということもあるので、リサイクル率の向上というのはやはり目標としては掲げなければいけない。ただ、大変恐縮ですが、具体的な数値目標というのは現時点で定まっていない状態です。

以上です。

- （委員） もうちょっと具体的な数字を示すべきではないかなと、私は思います。

最後になりますけれども、これは再三になりますけれども、焼却施設の処理規模の縮小、建設費の縮減ということで書いてありますけれども、余りにもこれは漠然としていて、仮に焼却施設のほうで規模を縮小して、建設費の縮減ができて、先ほど私が話したように、資源化施設のほうで規模が拡大し、建設費が膨らんでしまえば、やはり全体として施設規模の建設費が膨らんでいくというようなことは明らかではないかと思えます。そう

いった意味での、市民にこのような形で負担をまたさらにさせていくのは、私は甚だ疑問であります。その点に対して、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） では、衛生組合のほうから焼却施設の規模縮小は具体的にどのくらいなのかというご指摘でございまして、考え方をお示しさせていただきます。

まず、規模縮小について具体的には6トン程度ということです。ただ、車両台数が、今、資源物中間処理施設に64台程度というふうに考えてございまして、そのうちの半分以上は小平であると考えられますので、そう考えますと34台程度は中間処理施設に入る。私どもの焼却場も通行する車両が減ってくるのかなという見通しを立てております。何よりも私ども、周辺住民、これからは資源物中間処理施設の方々ともお話をさせていただきますけれども、中島町を中心としたごみ焼却施設の周辺地域住民の方々への影響も考えますと、リサイクルでできるものをセーブして、焼却施設に持ち込む。そして、焼却をしていくということでは、なかなか地域住民の方の理解が得られるのは難しいというふうに考えております。それが前提で、資源物中間処理施設の建設をお願いしているということでございます。

それから、リサイクル率の向上というお話でございましたけれども、私どもは直接リサイクルをやる立場ではないので、何とも申し上げませんけれども、3市が、今、見直しをしております一般廃棄物処理基本計画の動向を概観をさせていただきますと、リサイクル率を上げるよりも排出原単位に1人1日当たり排出するごみや資源の量も減らしていこうということで、原単位について目標を定めている。こういう現状でございますので、3市についてはリサイクルに捉われずに、リデュース、発生抑制を含めて、施策を展開されていかれるというふうに考えてございます。

以上です。

○（委員） 今さまざまな説明がありましたけれども、最後になりますけれども、住民の理解、議会を軽視した考え方に私は賛同はできません。

○（委員） こういうネガティブな施設をつくるには、必ず反対運動ができて、地域住民と行政がいかにか合意形成をやるかということのやりとりの過程なんです、一般論としまして、もう何回もやって真面目に丁寧に誠実にやって

も、必ず反対はあります、意見は尽きないですから。今の話、やりとりを聞いていまして、いかに合意形成を図って、どこでボタンを押して行政につないだか、建設していくかというポイント、どこに置かれているかという観点で、質問をしますが、我々、この審議会、何回も耳にたこができるほど、五、六回ぐらい、いつも聞いているから、理解は十分にしているんですが、肝心の地域住民との合意形成が、まだ木戸岡さんが言うように、合意形成の理解が十分じゃない。十分ということはあり得ないよね、社会では。必ず反対とかあるんだから、それを前提としての合意形成なんだから、そういう関係で、何回も40回もやったとか何とか言うんだけれども、どういう積み上げをやってきたのか、地域住民との回数。これは裁判なんかでもよく問題なんです。真面目にやったか、誠実に何回やったか。第三者の私、市民のあれですが、判断をする材料としてどのぐらいやってきたんですか。それをちょっとお聞きしたい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 地域連絡協議会というところにスポットを当てますと、45回実施しているところでございます。ただ……

○（委員） いつから。いつからやってきているのか。

○（松本環境部長） 平成26年の2月が第1回。基本、そこから毎月1回、そういうペースで丸3年は経過しているという形でございます。それで、地域住民の理解という言葉もなかなか難しい部分でございまして、やはり、私どもも当初説明会等を平成26年に始めてきまして、広く説明会等を始め、より具体的に詰めた話をしていくには、そういう協議会という手法を、必ず設けなければいけない訳ではないんですが、やはり、俗に言う迷惑施設と呼ばれるものに値するものですから、やはりそういったところでは丁寧に場をつくるべきだということで、当時設置したというところでございます。

お声がけをした範囲も、桜が丘二丁目の当該地から半径800メートルの東大和区域分ということにしております。この800メートルはなぜ800メートルになりましたかといいますと、当時、建設を反対しているという事業反対者の方が揮発性有機化合物の影響範囲が800メートルあるというふうにおっしゃっていたところから、私たちはこの半径800メートルに範囲を広げた中で、自治会の会長、またはマンション管理組合の代表の方にお話を、当時44団体ございましたので、ここにお話を持っていっただというところでございます。

それで、参加可能なところをお願いをして、会議をしてきた訳ですが、なかなか、どうしても反対だという方もいらっしゃる、ある程度、東大和市もやはり、今後、焼却施設を更新していく上では、協力しなければいけないんじゃないかという方もいらっしゃいます。ですから、ここの温度差というものはどうしても、こういう事業の場合出てしまう関係から、現在となっては参加団体数も十二、三団体、どうしても減ってしまっているという現状がございまして、そうなりますと、当初、もともと私たちは44団体にお声かけをしていたので、全部の参加は難しくても、せめて50%ぐらいは参加していただいた中で進めたいという思いもあった訳ですが、どうしても数が減ってしまい、ここ1年以上はやっぱり十二、三団体という方も対象にならざるを得ない状況もありまして、なかなか、協議会というものも当初私たちもどこかで合意形成を、皆さんとともにほかりたいという思いがあった訳ですけれども、やはりほころびたものところはどうしても難しいところに至ってしまったという。

ただ、最終的にはどこかで、私たち行政側も、事業実施するのかわしないのか、もしくは実施するにすれば、いつ、どこで、どういうタイミングで実施するのかわという判断をせざるを得ないということでございますので、東大和市の置かれている状況も踏まえたところで、協議会の協議目的が現在では施設建設のためのというふうになっております関係から、この45回の会合で終了を、今後の策定をというところで考えているという、そんな形で踏まえているところです。

以上です。

○（委員） わかりました。

○（委員） となりますと、45回も、3年半やったということは行政側として市長が最適だと、こちら我々が諮問したとおり、もう決定でいこうという判断で、行政側が立ったということで、十分説明はできているという判断で提示している訳ですね、本日。理解しました。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

- （委員） 立川都市計画ごみ処理第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定、東大和市決定について反対の立場から討論をいたします。

東大和市桜が丘に建設を予定している3市共同資源物処理施設はいまだ長年にわたり、議論を重ねていますが、いまだ地域住民の理解が得られているとは思えません。議会においても、都市計画決定手続の中止を求める陳情が採択されました。さらに地域住民から、市長、議長宛てに都市計画審議会の都市計画案を諮問しないことの要望署名が提出されていると聞いております。都市計画審議会においても、この結果及び状況を重く受けとめ、慎重かつ厳正なる判断をしていただきたいことを要望し、討論といたします。

- （会長） 討論を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （会長） 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第3、立川都市計画ごみ処理場の決定について、本案を案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議あり）

- （委員） 今の会長からのご発言ですが、反対者がいらっしゃるということですので、採決をとるのが筋かと思います。

- （会長） 改めて、採決いたします。この採決は起立にて行います。

本案を案のとおり、承認することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立者多数）

- （会長） 起立多数。よって本案を案のとおり承認いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただきたいと思います。

ありがとうございました。ここで5分間、休憩いたします。

(休憩)

○(会長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4、立川都市計画生産緑地地区の変更についてを議題に供します。

説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

○(神山都市計画課長) それでは、ただいま議題となりました、日程第4、立川都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

1 ページをお開きください。都市計画の案の理由書でございます。今回の変更は、公共施設等への転用及び生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除によりまして、生産緑地の機能を維持することが困難となりました生産緑地地区約1,025ヘクタールを削除しようとするものでございます。

2 ページをお開きください。上のほうにございます見出しの第1、種類及び面積でございますが、今回の変更によりまして、生産緑地地区の面積を約44,63ヘクタールとするものでございます。見出しの第2、削除のみを行う位置及び区域でございます。こちらのほうは、今回削除いたしますのは12件、削除する面積は約1万250平米でございます。うち2件は地区の全部を、残りの10件は地区の一部を削除するものでございます。

3 ページをお開きください。新旧対照表でございます。一番下の行にございます合計の欄をご覧ください。最初に件数でございますけれども、変更前は202件、変更後は200件でございます。2件の減ということになります。次に表の下から3行目、右側の摘要欄をご覧ください。面積精査減30平米とありますが、これは筆の一部を削除することに伴う実測により、登記簿上の面積に比べ減少した面積でございます。したがって、この面積精査減30平米と12件の削減面積の1万250平米を合わせました1万280平米を、変更前の面積45万6,580平米から差し引いた面積が、変更後の面積44万6,300平米ということになります。なお、表の一番下、右側の摘要欄にみなしという記述がございますが、これは平成3年の改正前の生産緑地法の適用を受けて指定され、改正後の生産緑地法により生産緑地地区とみなされた区域をみなしと表現し、その区域の面積の合計を記載しているものでございます。いわゆる、旧生産緑地法による指定の生産緑地地区が12万540平米ということでございます。

それでは、計画図に基づき内容をご説明いたします。6 ページをお開きください。6 ページから 9 ページが計画図となっております。

左下の凡例をご覧ください。今回、削除する区域を黒く塗り潰しております。左上の 2 3 番の地区をご覧ください。ここは、芋窪四丁目地内になりますが、地区の一部、約 1, 9 9 0 平米を削除するものでございます。この箇所は旧生産緑地法により指定された地区で、既に指定から 1 0 年以上経過していることから、いつでも買い取り申し出ができる地区でございます。

次に、右上の 1 4 番の地区をご覧ください。ここは、芋窪三丁目地内になりますが、地区の一部、約 1, 2 3 0 平米を削除するものです。この箇所は、主たる農業従事者の死亡により買い取り申し出がなされたものです。

次に、中央下の 4 5 番の地区をご覧ください。ここは、芋窪六丁目地内になりますが、地区の一部、約 6 2 0 平米を削除するものです。この箇所は、主たる従事者の故障により買い取り申し出がされたものです。

以上の 3 地区につきましては、いずれも買い取り申し出に伴い、行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能の維持が困難となったことから、削除するものでございます。

7 ページをお開きください。

中央の上のほう、2 0 5 番の地区をご覧ください。ここは上北台一丁目地内になりますが、地区の一部約 1, 1 5 0 平米を削除するものです。この箇所は公共施設等の設置、具体的には公共自転車等駐車場の設置により、削除するものでございます。

次に、中央の 2 1 0 番の地区をご覧ください。ここは上北台一丁目地内ありますが、地区の一部、約 6 7 0 平米を削除するものです。

次に、中央下の 2 1 6 番の地区をご覧ください。ここは上北台三丁目地内になりますが、地区の全部、約 6 5 0 平米を削除するものです。

以上の 2 箇所につきましては、主たる農業従事者の死亡により買い取り申し出がなされたものです。

次に、中央右の 2 4 6 番の地区をご覧ください。ここは立野二丁目地内で

ありますが、地区の一部約 2 8 0 平米を削除するものです。この箇所は旧生産緑地法により指定された地区で、既に指定から 1 0 年以上が経過していることから、いつでも買い取り申し出ができる地区であります。

以上の 2 1 0 番、2 1 6 番、2 4 6 番の 3 地区につきましては、いずれも買い取り申し出に伴い、行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能の維持が困難となったことから、削除するものでございます。

8 ページをご覧ください。

中央の 2 2 3 番の地区をご覧ください。ここは桜が丘四丁目地内ですが、地区の一部約 1 , 7 4 0 平米を削除するものです。この箇所は主たる従事者の故障により買い取り申し出がされたもので、行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能の維持が困難となったことから、削除するものでございます。

次に、中央の 2 5 5 番の地区をご覧ください。ここは桜が丘四丁目地内になりますが、地区の一部約 3 0 0 平米を削除するものです。この箇所は公共施設等の設置、具体的には公共自転車等駐車場の設置により、削除するものでございます。

9 ページをお開きください。

中央やや左上の 2 6 4 番の地区をご覧ください。ここは奈良橋五丁目地内になりますが、地区の一部約 1 8 0 平米を削除するものです。この箇所は主たる農業従事者の死亡により買い取り申し出がなされたものです。

次に、中央の 8 7 番の地区をご覧ください。ここは奈良橋五丁目地内になりますが、地区の全部約 1 , 2 3 0 平米を削除するものです。この箇所は主たる従事者の故障により買い取り申し出がなされたものです。

次に、中央下の 2 6 1 番の地区をご覧ください。ここは中央二丁目地内になりますが、地区の一部約 2 1 0 平米を削除するものであります。この箇所は旧生産緑地法により指定された地区で、既に指定から 1 0 年以上が経過していることから、いつでも買い取り申し出ができる地区でございます。

以上 3 地区につきましては、いずれも買い取り申し出に伴い、行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能の維持が困難となったことから、削除するものでございます。

最後に、5 ページにお戻りください。

都市計画の策定の経緯の概要書でございます。今回の生産緑地地区の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づきまして、平成29年8月30日付で東京都知事へ協議した結果、意見のない旨の回答を得ております。

その後、平成29年10月12日から10月26日までの2週間、都市計画課の窓口で都市計画の案の縦覧を行いました。縦覧期間中、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますけれども、本日、本審議会においてご審議いただき、ご承認がいただけましたなら、今月下旬に決定告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○（会長） 説明が終わりました。質疑を行います。

○（委員） よく議会の中の一般質問でも農地をどうしていくんだという質問に対しては、農業はまだ非常に都市農業を維持させていかなければいけない、生産緑地は重要だという答弁が必ずと言っていいほど市側からなされるんですけども、今回、非常に多い地区が削除される。こういうことで元通りにですけれども、要は、本来であれば、ここに農地の関連であれば、都市計画の関係ですので、都市建設部の方々がお座りになっておりますけれども、後ろには本来担当している市民部の方々もいてしかるべきだと思うんですが、この農地に対して市はどうしたいのかという姿が見えないんですね。そこはどうなのでしょう。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今回、生産緑地の削除の面積が比較的多いということでございます。この後の案件で、最後の案件で、生産緑地法等の改正に伴う市の対応についてということでございますけれども、都市農地は貴重な緑でありますし、貴重な位置づけ、都市に残すべきものだというふうに考えておまして、当市といたしましても、できる限り残していきたいところがあります。我々、都市計画の部分ができることというのを申すと、限られてはいるんですけども、最後の案件になりますけれども、生産緑地地区の面積の引き下げ、法律改正もきましたので、そういうところでは努めを果たしていきたいと思っております。具体的に重要なのは、今回の生産緑地も減

る要因としましては、1つはやはり相続が起きるとどうしても売らざる得ないという状況でありまして、これはもう制度的なものなので、市としてもなかなか対策としては厳しいかなと思いますけれども、もう1つはやっぱり後継者の不足といったこと。それから、農業を経営として成り立たせる、それは後継者の育成ということにもかかわってくると思いますけれども、その辺につきましては都市計画の分野だけでは限界がございますので、農政の分野のほうと連携をとりながら考えていきたいというふうに思っています。

○（委員） その農政の担当部門との連携なんですけれども、こういった連携を今までとってこられていたのか。そして、今とれていない連携内容としてはどういふものがあるのか。今後どうしていくのか。そのあたり、お聞かせいただければと思うんですが。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 農政のほうの連携というのが、今現実には、そういうことをここでやっていますというのを、なかなか言いづらい状況が今ございます。それで、実態としてはその生産緑地にかかわる部分では、生産緑地がしっかり肥培管理されているとか、そういったことの確認なりの作業は農政と一緒にやっていきたいというところがございます。

一方で、今回、最後のほうの案件でも出ますけれども、生産緑地の追加の指定、300平米まで生産緑地、下限面積を引き下げた場合の追加の一定の指定も都市計画課だけではできないので、実際に農家の方に働きかけたりという作業がありますので、そういった面では農政のほうと連携するということで、進めていくということは確実。また最後のほうでご説明はさせていただきたいということで、現に今やっているというものがなかなか言いづらいんですけれども、今後は最後の案件を機会に連携を深めていきたいと思っています。

以上です。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

(発言する者なし)

○(会長) 討論を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第4、立川都市計画生産緑地地区の変更について、本案を案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) ご異議ないものと認め、案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) ありがとうございました。

続いて、日程第5、立川都市計画地区計画桜が丘二丁目地区地区計画の変更についてを議題に供します。

説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

○(神山都市計画課長) それでは、ただいま議題となりました日程第5、立川都市計画地区計画桜が丘二丁目地区地区計画の変更についてをご説明申し上げます。

右上に資料3と書いてある冊子をご用意ください。

最初に、誠に申し訳ございませんけれども、資料に誤植がありましたので、説明させていただきたいと思います。

資料の2ページをお開きください。資料の2ページの一番上の表題です。

立川都市計画地区計画の決定とございますが、正しくは、立川都市計画地区計画の変更でございます。差しかえ文といたしまして、このページのみ、本日机上に配布させていただいております。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページにお戻りください。都市計画の案の理由書でございます。

見出しの2、理由をご覧ください。今回の変更は、平成29年5月に建築基準法が改正され、同法の別表第2の項にずれが生じています。本地区計画において、この別表第2の項を引用していることから、法改正と整合を図るための改正でございます。

それでは、少々飛びますけれども、9ページをごらんいただきたいと思います。封筒の前のページになります。

上段の表をご覧ください。建築基準法別表第2の改正内容でございます。左側が改正前であります。左側の改正前の下のほうの破線になっている箇所が、本地区計画で引用しております(り)の項で、商業地域内に建築してはならない建築物でございます。これの2段上をごらんいただきますと、(新設)と記載されていますが、その右側の改正後におきまして、(ち)項、田園住居地域内に建築することができる建築物が新設されております。これによりまして、同項以下にずれが生じ、改正前の(り)項、破線部分が改正後においては、太枠の(ぬ)項となっております。以上の項ずれを改めるものでございまして、規制の内容に変更は生じておりません。

3ページにお戻りください。3ページは地区整備計画でございますけれども、下から2行目のところになります幹線道路周辺地区になりますが、建築基準法別表第二、(ぬ)項とあります。ごらんのとおり、今回の変更により、(り)項を(ぬ)項に改めるというものでございます。

8ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要書でございます。本案につきましては、平成29年10月12日から26日までの2週間、都市計画課の窓口において、都市計画案の公告、縦覧を行いました。縦覧期間中、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますけれども、本日、本審議会においてご審議いただき、ご承認がいただけましたならば、改正建築基準法の施行日であります平成30年4月1日付で決定告示を行いたいと考えております。

また、来年2月の平成30年第1回市議会定例会におきまして、東大和市地区計画区域内建築条例の一部改正について、上程する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑を行います。

○（委員） 参考までに伺いたいんですけれども、9ページのところの先ほどの説明の中に、1番の表のところ、枠の中に改正後のところに（ち）のところで、田園住居地域内に建築するという文言がありますけれども、この田園住居地域内というのはどういう意味でしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 田園住居地域でございますけれども、この後の案件に関連をしてくるんですけれども、新しい用途地域になります。それで都市計画法の条文にはこのように書いてあります。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域ということであります。これはこの後の案件とも関連してくるんですけれども、都市農地の位置づけが都市にあるべきものというふうに大きく転換しております。これまでスポット的に農地を保全するということでは、生産緑地制度というものがございましたけれども、これに加えて、田園住居地域というのは、農地というオープンスペースを面的な観点から保全するものであります。それをもってして、住環境の保護を図ろうとするものでもございます。田園住居地域内の建築物、建蔽率、容積率、高さなどを低層住居専用地域と同様に制限することによりまして、農地の日照等を確保するようなこと。それから、これまで低層住居地域内で制限されておりました農家レストランとか、温室などの立地も可能となるということでございます。ということで、都市農地と低層住宅の双方がよい影響を及ぼし合って、良好な市街地環境の形成を面的に図ろう、そういう意味で創設された用途地域ということでございます。

○（会長） 直井都市建設部長。

○（直井都市建設部長） 中身は今言ったとおりでありまして、今まで第一種低層住居専用地域では、農業関係の施設も含めて建築することは基本的にできないところにつきまして、今後はそうしたものができるようにしていこうというのが田園住居地域であります。今後の東大和市としましても、市内に多くの農地が残っておりますことから、こうした田園住居地域につつまし

て、検討していく必要があるんじゃないかというふうには考えているところではございますけれども、現在、東京都のほうで基本的に２３区の用途地域を定めている訳ですけれども、そうしたところにおいて、今後、東京都都市計画審議会のほうで、そういう指定、用途地域の指定方針、指定基準につきまして諮問して答申をいただくという動きがあるというふうに聞いておりますので、そうした動きも鑑みながら、当市としましても、田園住居地域の指定について他市の状況も見ながら、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○（委員） よろしくをお願いします。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（発言する者なし）

○（会長） 討論を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第５、立川都市計画地区計画桜が丘二丁目地区地区計画の変更について、本案を案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ご異議ないものと認め、案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただきたいと思います。
ありがとうございました。

続いて、日程第６、生産緑地法等の改正に伴う市の対応方針についてを報

告いたします。報告をお願いいたします。神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、日程第6、生産緑地法等の改正に伴う市の対応方針について、報告いたします。右上に資料4と書いてあるものをご用意ください。

平成29年に生産緑地法が改正され、現行500平米であります生産緑地地区の下限面積を市が条例に定めることにより、300平米まで引き下げが可能となりました。本案は法改正の内容と市の対応方針について、ご説明するものです。

資料の1ページをお開きください。

見出しの1、背景でございます。これまで市街化区域内の農地は、生産緑地を除き、宅地化すべきものとして位置づけられておりました。一方、人口減少による宅地需要の沈静化、都市農業の多様な機能についての評価の高まりなど、社会経済状況の変化に伴い、都市農業を取り巻く状況も変化しています。

そこで、国は平成27年4月、都市農業振興基本法を制定し、同法第9条に基づく政府が定めた都市農業振興基本計画では、都市農地の位置づけを、宅地化すべきものから都市にあるべきものへ、大きく転換しております。

1ページをご覧ください。上の四角の中でございますけれども、住民から評価される都市農業の機能を4つほど記載しております。①でございますが、地元産の顔の見える新鮮な農産物を供給する機能でございます。②でございますが、震災を契機とした避難場所などの防災機能でございます。③でございますが、緑の安らぎ、景観形成など、環境保全機能でございます。④は体験農園などの交流の機能でございます。

これらの機能を評価し、国は都市農業の振興に関する新たな施策の方向性を3点、示しております。

方向性1でございますけれども、担い手の確保でございます。1個飛ばしまして、方向性3、こちらは農業施策の本格展開でございます。この2点につきましては、今、当市の農政部門におきまして策定を進めております東大和市農業振興計画の中で一定の整理を予定するということでございます。方向性2につきましては、土地の確保であります。これは、今回の生産緑地地区の下限面積の見直しのように、都市農地を都市にあるべきものとして確保するものでございます。

下のほうに、参考１といたしまして、生産緑地と生産緑地以外の農地面積を１０年前と比較する形でお示ししております。

生産緑地の面積は、平成１９年と比べて１３．９％の減であるのに対しまして、生産緑地以外の農地は１９．８％の減でありまして、約６ポイントほど減少率が高くなっております。また、表にありますように、生産緑地地区の下限面積の引き下げに伴いまして、新規指定の対象となります３００平米から５００平米未満の農地は、市内に約５．６１ヘクタールございます。

参考２というものがございますけれども、参考２は都市マスタープランにおける都市農地の位置づけを示したものでございます。都市マスタープランでは、農地を都市づくりの中に積極的に位置づけ、計画的な農地の保全、活用を図るための土地利用を推進するとしております。

２ページをお開きください。

上のほうの見出しの２、生産緑地法の改正内容でございます。今回の法改正の主な内容は３点ございます。

１点目は面積要件の引き下げです。一律５００平米とされてきました生産緑地地区の下限面積を、地域の実情に応じて条例に定めることにより、３００平米まで引き下げられるようになりました。この改正によりまして、いわゆる、道連れ解除についても、一定の改善が図られます。

中段の図をご覧ください。この図は、１５０平米の農地の所有者と３５０平米の農地の所有者が異なる場合に、お互いの農地をもって指定した１つの生産緑地地区です。

左側の図で、１５０平米の農地の所有者に相続が発生し、買い取り申し出が提出された場合、残りの面積３５０平米では面積要件が欠如し、営農意欲があっても生産緑地地区全体が解除されることになります。

右側の図をご覧ください。今回の改正により、３５０平米だけでも面積要件を満たしているため、道連れ解除は発生しません。

この法改正を実施するためには条例に定めることが必要です。当市といたしましては、平成２９年の第４回定例会に、生産緑地面積の下限を３００平米とする条例の制定を提案したいと考えております。市議会の議決が得

られた場合は、一定の周知期間を経て、追加指定を受け付けていきたいと考えております。

真ん中辺の（２）をご覧ください。建築規制の緩和であります。生産緑地内に直売所や農家レストランを設置できるようになりました。この法改正は既に変更されております。

（３）をご覧ください。特定生産緑地指定制度の創設です。生産緑地所有者の意向をもとに、生産緑地を特定生産緑地として指定できるようになりました。指定された場合、市に買い取り申し出ができる時期が、都市計画の告示日から３０年経過後から１０年延長となります。この改正により、都市計画決定後３０年経過した生産緑地は、資料にありますように、①から②のいずれかとなります。

①は特定生産緑地を指定せずに、いつでも買い取り申し出ができる生産緑地でございます。

②は特定生産緑地を指定し、１０年経過後、買い取り申し出できる生産緑地であります。なお、特定生産緑地の制度は、平成３０年４月１日に施行されます。また、特定生産緑地に関する税法上の取り扱いについては、現時点では明らかにされたものではなく、今後、税法の改正が検討されていくものと考えております。市といたしましては、都市計画の告示日から３０年が経過するまでに、特定生産緑地を指定できるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、参考としてお示ししております国の運用指針の見直しでございます。小規模の農地を合わせて指定する際、これまでは６メートル程度の道路が介在する場合を含み、物理的に接していることを一団の要件としてまいりました。

今回の運用の見直しによりまして、同一または隣接する街区内の農地が一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合は、それらを一団のものとみなすことができるようになりました。運用指針の同一または隣接する街区や、一体として緑地機能を果たすといったこれらの表現については、確たる定義がないため、実際の運用にはさらなる検討が必要と考えております。今後、他市状況も参考にしながら、検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） まず、生産緑地の下限面積の引き下げが５００平米から３００平米に変更されることですね。それで、ここの下の図にありますように、要は道連れ解除の場合ですね。この生産緑地法の改正の内容の（１）のそこの下のほうの図があります。１５０平米が買い取り申請で、残された部分は道連れ解除されないということになっていますが、これの逆の場合がここの下の参考のほうの資料のところの部分なんでしょうか。国の運用指針の見直しとありますけれども、そのイのほうですか、アとイとありますけれども。要は、ここの（１）の３５０平米は残されますよね。この逆の場合です。だから、３５０平米のほうが買い取り申請に出された場合、その１５０平米が残されたとします。それは生産緑地に指定はされるのでしょうかということです。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今のご質問は３５０平米のほうが買い取り申し出で、１５０平米のほうは営農意欲があって生産緑地を残したいといった場合でありますけれども、生産緑地の下限面積、条例が通った場合は、下限面積は３００ございます。３００に満たないものは生産緑地として指定はできなくなりますので、これ、単体だけですと、生産緑地の指定はできずに道連れ解除ということになります。ただ、ここの近くに、ほかに生産緑地があって、一体としてみなせるような、そういう運用ができるのであれば、救うことの余地は残されているというパターンです。これだけで見たら指定は道連れ解除になります。

○（委員） ということは解除ということなんですね。その場合、１５０平米がその隣接している農地があれば、一緒に生産緑地に指定されるということですね。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） １５０平米が残った場合、近くに別の農地がある。その農地が一团としてみなされれば、一体として指定することが、それは従来からできます。従来は一团とみなすのには、物理的な要件として６メートル以内の道路に挟まれている生産緑地であれば、一体としてみなしますよというものでした。それが今回、下のほうにある運用指針が変わりまして、同じ街区とか隣の街区内で、かつ一体としての機能があるのであれば、それもいいですよというふうに見直されたんですけれども、そこの定義が余りにも曖昧なもので、具体的な運用の仕方がなかなか今難しい状況ですの

で、そこにつきましては、ほかの市の状況とかも確認しながら、検討していきたいというふうに思っております。

○（委員）　そうですか。実は次の質問が、その隣接する街区内はどのくらいの範囲を言うのかというのを質問したかったんですけども、それはまだ未定ということなんですか。

○（神山都市計画課長）　これから検討する……。

○（委員）　どういう検討なのでしょう。

○（神山都市計画課長）　うちのほうは立川都市計画ですから、少なくとも3市、立川市と武蔵村山市とうちで立川都市計画をやっていますんで、武蔵村山市の状況、それから立川市の状況は確認したいと思っています。あと、隣接する小平市とか東村山市、その辺をどういうふうに考えるか、確認していきたいなと思っています。

○（委員）　それはいつということ……、すぐ近くということ、近々ということでしょうか。

○（会長）　神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　今、この300平米までに条例改正しているところが多摩地域で、現時点では2市しかないんです。日野市と武蔵村山市でございます。それで、12月の議会でこれをやるところが今のところの情報ですけども、10市程度ですかね。そうしますと、まだ12月議会を終えても12市ぐらいなので、半分にも満たないです。ですので、ほかの市がいつごろ条例改正するかというのをつかみながらやっていきたいと思っていますので、ちょっとお時間をいただきたい。

○（委員）　いつごろまででしょうか。

○（会長）　神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　時期につきましては、今この場で何年何月ということは申し上げる状況にございませんので、ご理解のほうを。

○（委員）　もう1つなんですけれども、300平米に生産緑地の面積の引き下げがありますけれども、これは申請は出ているんでしょうか。もう、市としては、条例で指定されているんでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 条例の提案は今のところ、予定としては12月の市議会に出したいというふうには考えております。ですので、今現在、条例はございません。条例が可決されましたなら、その後周知期間等がありまして、今の予定ですと来年の5月ぐらいに受け付けをしていきたいというふうに考えております。

○（委員） そうすると、国の法律では平成29年6月15日に施行されました。市のほうの条例では翌年になりますけれども、その間の、申請されたときの税制面ではどうなるのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 生産緑地に指定されますと、固定資産税、都市計画税の軽減というか、ありますけれども、それにつきましては都市計画決定された年の1月1日に遡及というふうに、制度的になっております。ですので、1月2日から12月31日までに指定すれば、1月1日に遡及という形になりますので、来年中にやれば来年の1月1日には遡及して計算するということになります。

○（委員） ということは、今年の29年の6月15日から平成29年の12月31日までの税制はどういうことになるのでしょうか。

○（神山都市計画課長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） この制度は、条例をつくればすぐ指定できるというものではございませんので、実際には、その農地の確認、農業委員会などとも連携しながら、申請があれば、その農地を具体的に実際に見に行行って確認をするという作業もございます。それから、個別の農家さんにPRするという期間もありますので、どうしても年内の指定というのは難しいと考えています。ですので、どちらにしても早くても来年ということになります。

○（委員） ということは、来年度中に、要は、条例ができた以降ということでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 条例ができてから、周知期間を置いて、それから申請を受

け付けて、都市計画の指定をしていく。都市計画審議会に諮っていくということでございますので、実際に新規の指定ができるのは来年、多分、今ごろの時期になってくると思います。30年の11月ごろに、仮に指定できれば、30年の1月1月に遡及して税計算をやり直すということでございますので、来年分につきましては、生産緑地としての課税というのが受けられるということになります。

○（委員） 2点伺わせてください。

先ほど、条例で300平米までに引き下げる、こういうお話でしたけれども、これは300平米をさらに引き下げるということとはできないということではよろしいかということが1点と、委員のほうから、この図のところで150平米と350平米の話が出ました。350平米のほうを買い取り申請をした場合には、この場合には道連れ解除になるということですが、もう1つ、例えば、右側の図で見ると、150平米と350平米があって、合わせて500平米です。さらにその右側に150平米の土地があったといったときに、真ん中がなくなってしまったら、これは一団の緑地機能を果たすというふうにみなされるのかどうかという部分で、買い取り申請だけでなく、例えば、都市計画道路の決定等によって分断された場合、こういったケースはどうなるかというのが、今後決めていく内容になるのかどうか。そのあたりを確認させていただければと思います。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 生産緑地地区の面積の下限は法律で300平米まででございますので、300平米より上にすることは条例でできますけれども、300平米を下回ることとはできません。

それから、2点目のところ、350平米の右側のほうに仮に150平米があったらどうかということですが、こちらについては一体として、一団としてみなされるようになれば、生産緑地地区としての指定は可能です。そのみなされるかどうかというのが、この国のほうの運用指針の見直しがありますので、街区という捉え方をどう考えていくかという、今後の考え方によってくるんじゃないかと思います。それは都市計画道路などで分断された場合も同じことだと思います。

以上です。

○（委員） 資料なんですけれども、都市計画決定後30年経過した生産緑地とありますね、2ページ目の（3）のアスタリスクがついているところに。先ほ

ど、前々の生産緑地のあれで、44ヘクタール全体が今なった訳でしょ、45から。そのうち30年経過している生産緑地がどのくらいあるのか、数字はわかるんですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 新法で生産緑地、30年の経過する日ですけれども、これが平成34年の11月でございます。今はまだ30年経過しておりません。ちなみに、その新法の面積は今回の生産緑地が削除されたものを踏まえた上で申し上げますと、約29ヘクタール、全体の65%くらいでございます。

○（委員） わかりました。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度第4回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。